

0056C7UW

209052

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】
【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第 27 条の 23 第 1 項 ~~(に基づく報告書)~~
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 平川 修
【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所
【報告義務発生日】 平成 17 年 12 月 15 日
【提出日】 平成 17 年 12 月 19 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 1 名
【提出形態】 その他

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社アイビーダイワ
会社コード	3587
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	東京都千代田区岩本町二丁目 4 番 2 号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	シルク ルート インベストメント オブ コダン トラスト カンパニー（ケイマン） リミテッド (Silk Route Investments of Codan Trust Company (Cayman) Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島 グランドケイマン、ジョージタウン、私書箱 2681GT、ハッチンス ド ライブ、クリケット スクエア、センチュリー ヤード (Century Yard, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2000年4月17日
代表者氏名	ナシール・ブクハリ (Nasir Bukhari)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山口 大介
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	25,370,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 25,370,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 25,370,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月15日現在)	S 327,469,000株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	7.75%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 12 月 15 日	株券	25,370,000	取得	現物出資*

* 株券の取得は、提出者が保有していたロドール・リソース社株式 158,661,664 株を発行会社に対して現物出資することによって行われたため、対価としての金銭の支払は行われない。

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	現物出資
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

POWER OF ATTORNEY

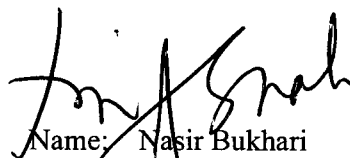
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Silk Route Investments of Codan Trust Company (Cayman) Limited with its principal office at Century Yard, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681 GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Osamu Hirakawa, Daisuke Yamaguchi and Yuriko Sato, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorneys to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of December, 2005.


Name: Nasir Bukhari
Title: Director

(訳文)

委任状

ケイマン諸島 グランドケイマン ジョージタウン 私書箱 2681GT ハッチンス ドライブ、クリケット スクエア、センチュリー ヤードに住所を有するシルク ルート インベストメント オブ コダン トラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド (以下「当社」という) は、東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏、山口大介氏及び佐藤百合子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という) および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、その効力は本委任状の日付以降無期限に持続するものとする。

当社はここに、上記代理人が、当社が報告をすべき一切の事項に関して当社が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを承認し、当該写しが本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、当社は 2005 年 12 月 1 日に本委任状を作成せしめた。

(署名)

氏名：ナシール ブクハリ
役職：取締役